



# すみりんニュース

Vol.  
**101**

へんしゅう はっごう こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ じ ぎょうすいしんきょうかい  
編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会  
へんしゅうはっごうにん り じ ちょう ともなが けんぞう  
編集発行人：理事長 友永 健三

こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ じ ぎょうすいしんきょうかい おおさか し すみよし く て づかやまひがし  
公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15

TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp>



ねん ど すみよし ぶらく し けんきゅうかい  
2024年度住吉部落史研究会のようす



こんごう ねん ど すみよし ぶらく し けんきゅうかい ほうこく けいさい どうじつ  
今号では、2024年度住吉部落史研究会の報告を掲載します。当日は、34  
にん さん か さん か  
人の参加がありました。ご参加いただきましたみなさまありがとうございました。  
けんきゅうかい どうざいだん り じ ちょう ともながけんぞう き ちょうほうこく  
研究会では、まず、当財団理事長の友永健三より基調報告をさせていただき、  
かくほうめん はつげん かわぐちたか お おおきた き く お はな  
各方面からの発言として川口隆男さんと大北規句雄さんにお話しいただきまし  
た。その後、隣保館職員から事業についての紹介と、会場からの発言を中心  
ご りん ぼ かんしよくいん じ ぎょう しょうかい かいじょう はつげん ちゅうしん  
に議論をすすめました。

こんごう してん しめん かんけいじょう やす  
今号の「けんぞうの視点」は、紙面の関係上お休みです。



- ねん ど すみよし ぶらく し けんきゅうかいほうこく  
2024年度住吉部落史研究会報告..... | -21
- すみよしりん ぼ じ ぎょうすいしんきょうかい  
住吉隣保事業推進協会のうごき..... 21 -22

に ゆー す ぴーでーいーえふふ あいる とど  
すみりんニュースをPDFファイルでお届けします!

に ゆー す ぴーでーいーえふふ あいる とど  
すみりんニュースなどをPDFファイルでお届けすることもできます。ご希望の方は、以下までお知らせください。

じむきょくめーるあどれす  
★事務局メールアドレス [sumiyoshi3731@gmail.com](mailto:sumiyoshi3731@gmail.com)

ねん ど すみよし ぶらく し けんきゅうかい ほうこく  
2024年度住吉部落史研究会 報告

みんせつち みんえい りん ぼ かんことぶき  
民設置・民営のすみよし隣保館 寿

ちようせん  
わたしたちの挑戦

ねん がつ にち どようび  
2025年2月22日(土曜日)

ごぜん じ じ  
午前10時から12時まで  
すみよし隣保館 寿 3階大会議室



き ちようほうこく ともながけんぞう こうざい すみよしりん ぼ じぎょうすいしんきょうかい り じ ちよう  
【基調報告】友永健三さん ((公財) 住吉隣保事業推進協会理事長)

かくほうめん はつげん かわぐちたか お ぶらくかいほうどうめいおおさか ふれんごうかいすみよし ぶ しよき ちよう  
【各方面からの発言】 ●川口隆男さん (部落解放同盟大阪府連合会住吉支部もと書記長)  
●大北規句雄さん (桃山学院大学非常勤講師)

すみよし隣保館 寿 は、2016年4月に開設され、2025年4月で9年目を迎えます。この間、住吉地区のみなさまはもとより、近隣のみなさまに各種相談やサークル活動での会場使用、識字・日本語教室や子ども食堂などで活用していただいています。これまでの取り組みをふりかえり、今後の飛躍において1960年の住吉隣保館開設以降、隣保館を拠点にした部落解放運動や人権のまちづくり運動をリードしてこられた故・住田利雄初代館長の隣保館のあり方に関する考え方から学びました。

みんせつち みんえい りん ぼ かん りん ぼ かんことぶき  
民設置民営の隣保館・すみよし隣保館 寿  
わたしたちの挑戦～故・住田利雄さんから学ぶ  
ともながけんぞう  
友永健三さん

いまから今日のテーマの基調になるような報告を40分ほどさせていただきます。みなさんに配った資料をていねいに使っていたら時間がたりませんので、関心のあるところだけでもお帰りになってから読んでいただければと思います。



どのような資料かという、資料①は、住田利雄さんが書かれた文章のリストです。全国部落解放研究会で基調報告されたものなどが記録として月刊『部落解放』に載っています。そのようなものを集めたら20点ありました。資料②は、住田さんの文章のなかで特にこのあたりが大事だということ打出したものです。資料③は、

すみよしりん ぼ じぎょうすいしんきょうかい ねん ど じぎょうがいよう  
住吉隣保事業推進協会の2023年度事業概要  
です。資料④は、役員・施設職員体制です。資料⑤は、2023年度収支計算書です。いわゆる財政です。いまのところ、国と大阪市の補助がないので自前でやっています。資料⑥は、隣保館設置及び運営についてです。現在全国には800ぐらいの隣保館があります。その所管は厚生労働省です。厚生労働省が隣保館の設置と運営要綱についてので考え方を要綱としてまとめています。資料⑦は、国と大阪市の少なくとも、この隣保館でやっている隣保事業部分だけでも補助してほしいということで、財団でプロジェクト会議をし、いろんなところに働きかけています。そのことについてまとめたものです。資料⑧の「義父が残してくれた2つの言葉」は、住田利雄さんが隣保館で働いている人たちに、あるいは管理運営に携わっている者としての心構えを2つの言葉で残してくれています。それをわたしなりにまとめたものです。

さいしょ すみよしりんぼかん ことし ねん  
最初の住吉隣保館ができてから今年で 65年  
になります。この建物ができて9年になります。来  
ねん ねん ねん ねん ねん  
年が10年です。来年は、支部ができて70周年で  
す。こういう節目の年になります。

すみよしぶらくしけんきゅうかい ねん かい すみよし れきし  
住吉部落史研究会は、年1回、住吉の歴史を  
ふりかえって、これからのあり方を見いだしてい  
こうというこで、やっています。今年のテーマは、隣  
ぼかん さいしょ りんぼかん しょだい りじちやう  
保館です。最初にできた隣保館の初代の理事長  
であり館長でもあったすみだとしお  
かんが かつ うんえい まな  
考え方で運営してこられていたのかを学んで、こ  
れからの方向を考えていこうという趣旨です。

### 1. すみよし隣保館 寿の変遷

ねん すみよしりんぼかん けんせつ げんざい  
1960年に住吉隣保館が建設されました。現在、  
とくべつやうごろうじんほーむ  
特別養護老人ホーム なごみがあるところにあり  
ました。公設置・公費・民運営方式で運営しました。  
おお りんぼかん こうせつち こうひ こうえい なか  
多くの隣保館は、公設置・公費・公営です。この中  
み あと い ほうしき と な すみだとし  
身は後で言います。この方式を唱えたのが住田利  
おお きやう こ ちやく  
雄さんです。今日お越しのみなさんのなかで、直  
せつ あ かつ  
接お会いになった方は、1/3 ぐらいしかおられな  
いと 思 います。すみだとしお ねん がつ  
住田利雄さんは、1911年7月11  
にち すみよし ち う ねん  
日に住吉の地で生まれました。そして 1986年の  
が つ にち な ねん げんごう  
1月30日に亡くなられました。1911年は元号で  
めいじ ねん ねん めいじ じだい さいご う  
い えば明治44年です。明治時代の最後に生まれ  
かた かつ あたま い  
られた方です。それもちょっと頭に入れておいてく  
ださい。というの、すみだ ぶんしやう よ  
住田さんの文章を読むとちよ  
と じんけんかんかく ひ て  
っと人権感覚として引かかるところが出てきます。  
めいじ じだい う ぐんこくしやうねん もはんしやう  
それは明治時代生まれで、軍国少年で、模範少  
ねん ねん かねが かつ き か  
年だったのでその考え方を切り替えるのは、かな  
くろう おも  
り苦勞されたと思 います。

つぎにしめしますすみよしりんぼかん へんせん  
つぎにしめします住吉隣保館の変遷について  
すこ いろ か 変えてい います。意味があつて変えてい  
じつ すみよしりんぼかん まえ すみよしせいねんかい  
ます。実は、住吉隣保館ができる前に住吉青年会  
かん おな ぼしや すみよしせいねんかいかん  
館が、同じ場所にありました。住吉青年会館は、  
ねん た ねん  
1934年に建てられ、1960年までありました。の  
かわぐち ほんびやう さいしょ だん  
ちほど川口さんに発表してもらいますが最初の団  
ち た の いちじき せいねんかい  
地を建てるときに立ち退きがあり、一時期、青年会

かん へ や まじき ちいきじゆうみん す  
館の部屋を間仕切りして地域住民が住んでいた  
じき う あ  
時期があつたと打ち合わせのときに知りました。そ  
のよう やくわり たてもの  
な役割をしていた建物がありました。

### 住吉隣保館の変遷

すみよしせいねんかいかん ねん すみよしりんぼ  
**住吉青年会館(1934~1960年) → 住吉隣保**  
かん(1960~1970年)・住吉解放会館(名称  
へんこう ねん ねん すみよしかいほうかいかん い  
変更1970年~1977年) → 住吉解放会館(移  
てんしんせつ ねん すみよしじんけんぶんか  
転新設1977~2000年) → 住吉人権文化セ  
んたー(名称変更2000年~2010年) → 市民  
こうりゆうせんたー きた けいしやうへんこう ねん  
交流センターすみよし北(名称変更2010年~  
2016年) → 住吉隣保事業推進センター  
(2016年~)

それを壊して、住吉隣保館が 1960年にできま  
した。住吉隣保館という名称で 1960年から  
ねん ねん たてもの  
1970年までありました。1970年からは、建物は  
おな めいしやう か すみよしかいほうかいかん  
同じですが、名称を変えました。住吉解放会館と  
めいしやう じき ぶらくかいほううんどう いちばん  
いう名称です。この時期は部落解放運動が一番  
も あ じき きわ うんどうてき りんぼ  
盛り上がっていた時期で、極めて運動的な隣保  
かん りんぼかん めいしやう ふるくさ ほしゆ  
館になりました。隣保館という名称は、古臭く保守  
てき いめーじ ぶらくもんだい かいけつ  
的なイメージがある。また、部落問題の解決のた  
め せんたー だ というこで かいほうかいかん めいしやう  
めのセンターだということ 解放会館という名称  
か 変えました。そして おな めいしやう ぼしや うつ  
おお おが りぞう しやうめん せつち かいだ すみ  
大きなオガリ像も正面に設置した 5階建ての住  
よしかいほうかいかん ねん ねん ちいき  
吉解放会館が 1977年から 2000年まで地域の  
きやてん  
拠点となりました。

とくべつそちほう お ぶらく  
特別措置法がそろそろ終わるということで部落  
もんだい じんけん かんてん かねが  
問題も人権という観点から考えていこうという大  
な が て おおさかし すみよしかいほうかいかん  
きな流れが出てきました。大阪市は住吉解放会館  
たてもの めいしやう か すみよしじんけん  
といっていた建物の名称を変えました。住吉人権  
ぶんか せんたー すみよしじんけんぶんか せんたー  
文化センターです。この住吉人権文化センターの  
じだい ねん つづ ころ おおさかし  
時代が 2010年まで続きます。この頃から大阪市  
おおはば こうたい ちいき し  
が大幅に後退していきます。地域にある 3 つの施  
せつ 設を1つにするなどです。そしてついには廃止する  
ということになりました。その段階でまた名称を変

えました。建物は同じまま、市民交流センターすみよし北になりました。市民交流センターすみよし北としては、2010年から2016年です。そして橋下市長が出てきて、この施設も閉鎖だということになりました。みなさんと一緒に反対運動をしましたが、残念ながら2016年の3月に閉鎖されてしまいました。

このすみよし隣保館 寿がある場所には、かつて寿湯というお風呂がありました。みんなが集まる場所が必要だということで、1年間議論して、2016年に住吉隣保事業推進センターをつくりました。つぎに住吉隣保館の変遷という表をつくりました。

すみよしりんぼかん へんせん  
住吉隣保館の変遷

| 施設名   | 管理運営主体   |
|---|--|
| 青年会館<br>(1934年~1960年)   | すみよしちくぶつきよせいねんかい<br>住吉地区仏教青年会?   |
| 住吉隣保館<br>(1960年6月~1970年3月)  | ざいだんほうじんすみよしりんぼかん<br>財団法人住吉隣保館<br>(1961年3月~1995年3月)  |
| おおさかしりつすみよしかいほうかいかん<br>大阪市立住吉解放会館<br>(1970年4月名称変更~1977年3月)<br>(1977年4月移転新築~2000年3月) | しゃだんほうじんおおさかしどうわじ<br>社団法人大阪市同和事業推進協会(1995年4月~2002年3月)  |
| おおさかしりつすみよしじんけんぶんか<br>大阪市立住吉人権文化センター(2000年4月名称変更~2010年3月)                           | しゃだんほうじんおおさかしじんけんきょうかい<br>社団法人大阪市人権協会(2002年4月名称変更~2010年3月)   |
| おおさかしりつしみんこうりゅうせんたーすみよし北(2010年4月~2016年3月)住吉隣保事業推進センター(2016年4月~)                     | ざいだんほうじんすみよしりんぼかん<br>財団法人住吉隣保館(2010年4月~2012年2月)<br>こうえきざいだんほうじんすみよしりんぼかん<br>公益財団法人住吉隣保事業推進協会(2012年3月名称変更~) |

なぜこれをつくったかという、その建物を誰が管理運営していたかを知っていただきたいからです。青年会館の運営主体にはクエスチョンマーク

をつけています。わたしは、住吉地域の仏教青年会が管理運営していただのではないかと思っていますが、調べなければならぬテーマです。1960年に住吉隣保館ができたときは、財団法人住吉隣保館が管理運営しました。住田さんは、建物を建てたり、事務をしたりするための予算は国と大阪府が確保し、それをどのように使い、誰を雇うかは、地元で任せてほしいという理論を打ち出しました。どこが地元かという、財団法人住吉隣保館というかたちで、公的な性格を持ったものをつくって受け皿にしました。ところが、1995年4月から2002年3月まで、社団法人大阪市同和事業促進協議会が管理運営するというかたちに変わります。どうして変わったかということ、これは住田さんが亡くなったからというのが、決定的な理由だったと思います。当時、おそらく解放会館の職員は30人ぐらいいたと思います。1年間維持しようと思うとかなり大きな金額が必要になります。住田さんは、解放同盟中央本部の中央委員もしていましたし、大阪府府連の委員長もしていました。大阪府府連の副会長もしていたので影響力は大きかったと思います。しかし、住田さんが亡くなって、これだけの大きな建物を民営でやり切るかという議論を地元でおこないました。そして大阪府同和事業促進協議会に管理運営してもらおうという形式をとったほうが守り切れるんじゃないかということになりました。

部落問題にかかわっては、特別措置がなくなり人権というかたちが変わっていくことになったので、大阪府同和事業促進協議会も社団法人大阪市人権協会へと名称変更しました。2002年4月から2010年3月までは、ここに住吉人権文化センターを管理運営する主体になりました。そして、人権文化センターが市民交流センターすみよし北に変わった段階で、大阪府が指定管理というかたちで委託を募集しました。委託募集されたので、財団法人住吉隣保館が手を挙げました。わたしの記憶では、こ

のときの理事長は野村君一さんだっと思ひます。  
途中からわたしが引き継いで理事長をしました。  
そして、再び、財団法人住吉隣保館が復活する  
わけです。市民交流センターすみよし北がなくな  
り、この新しい建物を建てたときに、法人制度が  
改革され、財団法人住吉隣保館が、公益財団法人  
住吉隣保事業推進協会というかたちで名称  
を変えました。そして現在に至っているわけです。

この流れのなかで注目していただきたいのは、  
地元で管理運営するというのは、わたしは一番望  
ましいかたちだと思ひますが、それだけの人材を  
地元で育てておかなかつたら難しいということ  
です。それをこの歴史が物語っているのではない  
かと思ひます。

建物でみていただいた方がイメージとしてわか  
りやすいと思ひますので、写真を入れました。

写真1 青年会館(正面)



写真2 建設された住吉隣保館(1960年6月)



写真1 が青年会館の建物です。写真2 が、最  
初の住吉隣保館です。そして、写真3 が、覚えてい

る方も多いと思ひますけれども、大きなオガリが設  
置されていた住吉解放会館です。写真4 が、いま  
現在、みなさんがいるこのすみよし隣保館 寿の  
写真です。こういう変遷をしてきました。

写真3 住吉解放会館落成(1977年)



写真4 すみよし隣保館 寿(2016年4月~)



## 2.故住田利雄さんから学ぶ~その①

### 「公設置公費民運営」

いよいよ本題に入りますが、隣保館の公設置・  
公費・民営とは何かというと、隣保館を建てたり、  
隣保館に人員を配置したりして事業を実施する  
ための予算は、国と自治体の責任で出す。隣保館  
で誰を雇うか、どんな事業を実施するかは、地元  
に任せる。

住吉であれば、財団法人住吉隣保館に任せる、  
そのような方式が公設置・公費・民営です。

げんざいぜんこく かん りん ぼ かん せつ ち  
 現在全国にある 800館くらいの隣保館を、設置  
 うんえい けいたい ぶんるい こう  
 と運営の形態で分類すると3つにわかれます。公  
 せつ ち こうえい こうせつ ち こう ひ みんえい みんせつ ち みんえい  
 設置・公営、公設置・公費・民営、民設置・民営で  
 す。多くの隣保館は公設置・公営です。わたしが  
 おお りん ぼ かん こうせつ ち こうえい  
 知っている公設置・公費・民営は 27カ所くらいあ  
 ります。大半が大坂と兵庫で指定管理方  
 しき おお さか ひょう ご してい かん り ほう  
 式です。大坂と兵庫以外のところの多くは、公設  
 ち こうえい みんせつ ち みんえい ぜんこく  
 置・公営です。民設置・民営は全国で 3 つしかあ  
 りません。そのうち大坂が 2 つで、大坂の 2 つは  
 にし なり あいしやう りん ぼ かん  
 『西成にゆーとあい』という愛称の隣保館があり  
 すみよし すこ はや みんせつ ち みんえい りん ぼ  
 ます。そこが住吉より少し早く民設置・民営の隣保  
 かんをつくりました。ちやうと違ったかたちで『賀川豊  
 ひ こ きねん かん こう べ し か が わ と よ  
 彦記念館』というのが神戸市にあります。賀川豊  
 ひ こ ゆうめい くり す ち ゃ ん し ゃ か い う ん ど う か  
 彦という有名なクリスチャンで、社会運動家がい  
 ましたが、その人を記念した建物が隣保館という  
 かたちで、民設置・民営でやっています。  
 りん ぼ かん なに せつめい  
 隣保館ということを何も説明せずにはなしてき  
 ましたが、実は社会福祉法に、隣保館の隣保事  
 ぎやう せつめい か せん  
 業について説明があります。下線のところです。

(定義)

だいに じやう ほうりつ しやかいふくし じぎやう  
 第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、  
 だいいっしゅしやかいふくし じぎやうおよ だいに しゅしやかいふくし じぎやう  
 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業  
 をいう。

つぎ かか じぎやう だいに しゅしやかいふくし じぎやう  
 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とす  
 る。

じゆうち りん ぼ じぎやう りん ぼ かんとう しせつ もう おりやう  
 十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料  
 また ていがく りやうきん りやう  
 又は低額な料金でこれを利用させることその  
 ほか きんりん ち いき じゆうみん せいかつ かいぜん  
 他その近隣地域における住民の生活の改善  
 およ こうじやう ほか かくしゅ じぎやう おこな  
 及び向上を図るための各種の事業を行うも  
 のをいう。)

かんたん い ていがく りやうきん しやう  
 簡単に言うと、定額な料金で使用してもらう。  
 じゆうみん せいかつ かいぜんおよ こうじやう ほか  
 それから、住民の生活の改善及び向上を図るた  
 めの各種の事業を行うということですから、生活  
 こま ひと せいかつ まも じぎやう  
 に困っている人たちの生活を守るための事業を  
 するということです。これは一般的な法律です。

か りん ぼ かん せつ ち うんえい じやう かん りん ぼ  
 つぎに書いている隣保館設置運営要綱は、隣保  
 かん なか ても しゅ ひ さ べつ ぶらく た  
 館のなかでも主として被差別部落に建てられて  
 ぶらくもんだいかいけつ とく りん ぼ かん  
 部落問題解決にむけて取り組んできた隣保館に  
 ついて書かれたものです。その隣保館は、特別措  
 ち ほう ぶらくもんだい じんけん  
 置法がなく、部落問題だけでなく、人権という  
 かたちで ひろ りん ぼ かん の こ  
 かたちで広がりをもって隣保館を残すことになり  
 ました。行政文書なので、元号をつかっています  
 ぎやうせいぶんしよ げんごう  
 が、2002年8月29日に厚生労働省が隣保館設  
 ねん がつ にち こうせいろうどうしやう りん ぼ かん せつ  
 置運営要綱を出しました。目的は下線のとおりで  
 ち うんえい じやう かん だ もく て き か せん  
 す。生活向上と人権啓発がメインになっていると  
 いうのは、これでわかるとおもいます。

りん ぼ かん せつ ち うんえい じやう かん こうせいろうどうしやうはつしやえん  
 ○「隣保館設置運営要綱」（厚生労働省発社援  
 だい ごうへいせい ねん がつ にち りん ぼ  
 第0829002号平成14年8月29日）での隣保  
 かん きてい りん ぼ かん ち いきしやかいぜんたい なか ふくし  
 館の規定隣保館は、地域社会全体の中で福祉の  
 こうじやう じんけんけいはつ じゆうみんこうりゆう きやてん ひら  
 向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開か  
 れたコミュニティーセンターとして、生活上の各種  
 そうだん じぎやう じんけん か だい かいけつ かくしゅ じぎやう  
 相談事業や人権課題の解決のための各種事業  
 そうごうてき おこな  
 を総合的に行うものとする。

公設置・公費・民営論の根拠

すみ だ こうせつ ち こう ひ みんえい ろん ていあん  
 住田さんが公設置・公費・民営論を提案しまし  
 たが、どういう理屈でその考え方を打ち出したか。  
 め にほんこくけんぽう にほんこくけんぽう せんそうほう  
 1つ目は、日本国憲法です。日本国憲法は戦争放  
 き へいわ しゅけんざいみん こくみんしゅけん き  
 棄、平和です。それから主権在民、国民主権、基  
 ほんてきじんけん そんちやう にほんこくけんぽう さんだいげんり  
 本的人権の尊重が、日本国憲法の三大原理だと  
 いわれています。そのうちの国民主権は、主権者  
 こくみんしゅけん しゅけんしや  
 は国民であるとしています。だから部落問題のた  
 たてもの た しゅけんしや ぶらく みん  
 めに建物を建てるなら、その主権者は部落の民  
 しゅ び さ べつ ぶらく す ひと ちゆうしん  
 衆、被差別部落に住んでいる人が中心にならな  
 ければいけない。簡単にいうとそういう考え  
 かた  
 方です。

め ち ほう じ ち あたら にほんこく  
 2つ目は、地方自治というのが新しい日本国  
 けんぽう も こ ち ほう じ  
 憲法のなかに盛り込まれていますが、その地方自  
 ち ほう じゆうみん じ ち かんが かつ  
 治法のなかで住民自治という考え方があります。  
 じゆうみん じ ち しゅたい かんが かつ  
 住民が自治の主体だということがあるが、そ  
 こうせつ ち こう ひ みんえい こんきよ すみ だ  
 れも公設置・公費・民営の根拠として住田さんは

してき  
指摘しています。

3つ目は、同和対策審議会答申という部落問題の解決の責任は、国にあると同時に国民的課題であるという画期的な文書が1960年に出ますが、この同和対策審議会答申の考え方を根拠にしなければいけないということです。この答申のなかに、同和行政は、地区住民の自主的な運動と緊密な連携を保つことの必要性が明記されています。

具体的な問題としてどこが部落であるか、誰が部落民であるかの認定は行政はできません。地元の協力なしにはできないではないかということです。特に特別措置法は1969年から2002年までありましたが、特別措置法は、その特別措置を提供する地域を決めなければならない。もう1つは、個人給付をする場合には、誰が個人給付の対象者であるかということで、誰がその部落の出身かということを決めなければならない。行政がここは部落だとか、あるいはこの人は部落の人だと特定すれば、大問題になります。もともとその部落に住んでいた人から見れば、この区域が部落だと、この人は部落の人だということがわかるわけです。だから、部落問題の解決のために隣保館を建てるわけだから、事業していくわけだけでも、それは地元の人の協力ができないということです。

それから、部落の独自の人間関係、風習等の理解抜きには、的確な相談はできない。部落は長い間差別されて、そして集団的に暮らしてきました。生活を守り、人権を守ってきたわけですから、独自の人間関係や風習があるわけです。それを無視して隣保館事業は運営できません。それから、部落民の自覚、権利意識を持つこと、自主的な運動に立ち上がること、これを隣保館は支援していかなければなりません。そういうことを考えていくと、これは地元の人でなければなかなかできません。

もう1つ決定的な問題は、公務員には、人事異動があります。普通3年か5年で異動します。すると、地域住民が、誰だかわかるようになったところに転勤するわけです。このため、相談に的確に対応することはできません。こういう根拠もあげています。

### もんだいてん 問題点

公設置・公費・民営の問題点もあります。先ほど言いましたように、地元でそれだけのことをこなすだけの人材がいるかどうか。育てられるかどうかです。もう1つは、行政の安価な下請けにされる恐れがあるということです。いま、27ほどの隣保館が指定管理者により運営されています。行政はなぜ指定管理にするかといえば、公設置・公費・公営よりも安あがりのできるからです。この2つの問題は、公設置・公費・民営の問題点としてあります。

## 2. 故住田利雄さんから学ぶ~その②

### きょういく じゅうようせい 教育の重要性

すみださんは、教育の重要性を非常に強調されてきました。有名な言葉に、「部落問題の解決は、教育にはじまって、教育でおわる」という言葉があります。中身としては2つあるわけです。1つは、部落差別の悪循環を断ち切る「環」は、教育にあるということです。教育の機会均等です。つまり、差別の結果、部落は貧困だから学校に行けない。学校に行けないから安定したところに勤められない。安定したところに勤められないから子どもに高い教育を受けさせられないという悪循環が起こっているわけです。この悪循環を、教育で断ち切るというのが住田さんの考え方です。つまり、部落のなかからどんどん高等学校、大学に行き、いろんな仕事に就けるような、そういう力をつけていく。これが部落問題を解決する決め手だというわけです。

もう1つは、差別意識は社会にあります。その周

りにある差別意識を変えるためには、社会同和教  
育、社会教育が大事なんです。だから住田さんは  
社会教育を非常に重視しました。それから実態  
調査の重要性を強調しています。つぎのように  
住田さんは書いています。

「同和隣保館は、部落解放のための隣保館  
である。その目的をはっきり知るなら、まず部落  
問題の本質をしっかりとつかむことであり、その  
本質をふまえて、地域住民の立ち上がりと民  
主的な組織をつくること、そのためには地区住  
民の生活と密着した事業を行うことである。  
そのためには、地域の実情をつかまなければ  
ならない。そのために実態調査が必要となっ  
てくる。調査なくして運動なし、という言葉は、こ  
でもまさしく証明されている」  
(『部落解放』25号、1972年)

これはまだ整理されていませんがわたしが調  
べた限りは、1972年6月に総合計画をつくるも  
とになった大阪市立大学(現在の大阪公立大学)  
の上田一雄先生を責任者にして、地元の人が  
一人、もう一人は学校教員が、区役所の職員と、  
ニコイチで一軒一軒上がり込んで、克明な実態  
調査をしました。5センチぐらいの分厚い報告書  
ができました。2016年11月には、住吉地区暮ら  
しのアンケート調査をしています。5年か10年お  
きにやっています。

### 5.故住田利雄さんから学ぶ～その④ 「為でなく共に在る」

「為でなく共に在る」は、先ほど言いました考  
え方です。隣保館の管理運営に携わっている者、  
あるいは隣保館で働いている人の心構えとして、  
こういふことを言われています。

「…解放令が出されて百年以上もたった

今日なお重大な差別事象がおこる現在、そ  
の解決に挺身する者として、つくられる状況  
に対応するようでは百年河清を待つようであ  
る。積極的に状況を作り出すようであれば  
ならない。このことが大事であると思う。しか  
し、積極的に作る。すなわち、為されること  
なく為すことであるが、この為すことも要注意  
である。為すことには、つい、してやる、とい  
うことになりがちである。してやるに対して、し  
てもらうがある。この対の言葉の状況に融和主義  
の思想が含まれている。だから、してやるので  
はなく、為すことは、他人にも、自分にも  
とさとることである。そうした考え方から、私  
はこの新年には、共憂共楽の次に、為すので  
なく、共に在る、と書初した。実に細かいこと  
をやかくいうようになった」  
(『そくしん』138号、1976年1月)

「やってやる」という姿勢で事業をするとい  
うことは上から目線ということで戒められていま  
す。もう一つが、忘れてはならない自主解放です。

### 6.故住田利雄さんから学ぶこと～その⑤ 「忘れてはならない自主解放」

「忘れてはならない自主解放」という言葉を用  
いて、この隣保館開所の記念品としてお配りしま  
した。住田さんが万葉仮  
名で書かれたものを入れ  
た置物です。自主解放に  
ついてはつぎのように市  
同促の機関紙『そくしん』  
に書いておられます。市  
同促について書かれてい  
ますが、隣保館の運営に  
も当てはまると思います。



「そしてなによりも大事なことは、部落大衆

自力自闘、自主解放の姿勢と行動だ。差別行政や差別事件には厳しく立ち向かうのは当然であるが、さりとして行政依存に陥ってはいかない。事業に甘えてはいかない。依存と甘えのあるところ「ねたみ」が必ず発生し消えることはない。事業の民主的管理が問われるゆえんであり、だからこそ同促協の使命もいっそう大きい」

(『そくしん』222号, 1986年1月)

### 7. すみよし隣保館 寿の現状

すみよし隣保館 寿は、公益目的事業とその他事業と大きく2つにわけて事業をしています。公的公益目的事業がさらに3つにわかれます。総合生活相談、法律相談などの事業、これが1つ。もう1つは、高齢者青少年をはじめとした地域住民の生きがいづくりや健全育成を通じて、コミュニティの活性化を図る事業です。3つ目が、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃にむけて、調査・研究・啓発について、地域住民の人権感覚や人権意識の向上を図るということです。今日の部落史研究会は、この公益目的事業の3になります。あと、『すみりんニュース』や『寿だより』なども出していますが、これも公益目的事業3になります。

その他事業として、センターの管理・運営に関わる事業があります。

体制は、理事8人、評議員9人、幹事2人、職員体制は常勤職員3人、非常勤職員10人です。過去の歴史をふりかえると、一番職員が多いときで30人くらいいました。いまは正規職員が3人です。実態はこういう人数です。

予算は、施設長に図表にしてもらったので、資料を見てください。2023年度の決算状況、終始決算です。収入が4,900万円ありますが資産運用が多いです。3億5000万円を財団が持っています。これを投資信託などとして、1700万円強

ついているわけです。貸室などの事業収入は1812万円です。民間の助成団体に申請して助成金を集めています。これは951万円です。それから寄付も集めています。132万円、こういう状態です。支出で一番多いのは人件費です。あとは事業にかかった予算です。2023年度は、差し引きすると22万5561円赤字なんです。かなり頑張っていますが若干赤字になっているというのはこれでわかると思います。

それから2016年に暮らしのアンケート調査をしました。そのときにどの程度このすみよし隣保館が知られているかという項目をいれました。それを表にしました。

地域住民のすみよし隣保館 寿の利用に関する調査

|                     | ある            | ない             | 知らなかった        |
|---------------------|---------------|----------------|---------------|
| ○地域活動への参加状況         |               |                |               |
| 住吉輪読会・日本語教室         | 44<br>(8.1%)  | 389<br>(72.9%) | 75<br>(13.9%) |
| 隣保館でのサークル活動         | 43<br>(8.0%)  | 389<br>(72.0%) | 78<br>(14.4%) |
| 附設体育館の利用            | 98<br>(18.1%) | 336<br>(62.2%) | 77<br>(14.3%) |
| ○地域の施設・医療・福祉サービスの利用 |               |                |               |
| 隣保館の総合生活相談          | 40<br>(7.4%)  | 410<br>(75.9%) | 59<br>(10.9%) |
| 隣保館の法律相談            | 18<br>(3.3%)  | 418<br>(77.2%) | 71<br>(13.1%) |

【出典】2016年住吉地区暮らしのアンケート調査報告書

地域活動の参加状況の「ある」—住吉輪読会・日本語教室で44人です。パーセントでいうと8.1%です。隣保館でのサークル活動は43人(8.0%)です。体育館は、かなりの利用率があります。利用者は98人(18.1%)です。相談活動を利用したのは40人(7.4%)、法律相談を利用した人は18人(3.3%)です。法律相談は、深刻な問題ですから、そんなに多くない方が望ましいんですがこういう状態です。この

じょうきょう すこ りよう おも  
ような状況なのでもう少し利用してほしいと思  
います。

### 8. 隣保館設置運営要綱との関係

りん ぼ かん せつ ちう えい よう こう かん けい  
隣保館設置運営要綱との関係で、一番知って  
いただきたいのは設置主体のところに記載されて  
いる、「隣保館は、市町村が設置し、運営する」と  
いうところです。

りん ぼ かん こと ぶ き みん せつ ち みん えい りん  
すみよし隣保館 寿 は、民設置・民営です。隣  
保事業をしているにも関わらず、市町村が設置し、  
運営しているわけではないから、ダメなのです。そし  
たら、公設置・公費・民営でやっていたときはどう  
していたかという「原則として」という言葉が入  
っていたわけです。原則として市町村が設置し、  
運営する。原則としてというのは、その他も若干あ  
るということを含んでくれたわけです。そこで  
民設置・民営の隣保館にも補助が出ていました。

りん ぼ かん ぶ じ え く と ざい だん  
隣保館プロジェクトのわれわれは、これを財団  
法人でも対象になるように、原則としてという言葉  
を入れるか、市町村または社会福祉法人等が設  
置し、運営するなど、そういう形に変えてほしいと  
訴えています。

### 9. 今後の課題

#### (1) 実態調査

こん ご かい だい  
今後の課題としては、2025年度に実態調査を  
しよう準備をはじめています。

#### (2) 事業面

じ ぎょう めん  
事業面では、6 つあります。1つ目が、相談事  
業です。隣保館の一番大事な事業は相談事業  
です。相談に来られた方に伴走型で支援していま  
す。しかし、それだけではなく、地域活動などに参  
加し、つながりをつくっていけるところまで伴走型  
で支援していくという方向性があると思います。そ  
のためにも、大阪市、国なりに新しく制度をつく  
ってもらわなければならないというのが行政課題で  
す。2つ目は、サークル活動の活性化と自主サーク

る か さか き ほう かく  
ル化です。のちほど阪木さんから報告があります  
が、隣保館主催でサークル活動の基礎をつくり、  
その後、自主的にサークル活動をしてもらう。その  
ようにして隣保館を活性化していくことが大事だ  
と思います。3つ目は、子どもの勉強会、子ども食  
堂、第三の子ども居場所事業を、財団の目玉の  
事業としてきました。日本財団の助成金を得て 3  
年目です。残念ながらいまのところ 4年目以降の  
助成金が取れていません。しかし、困っている子ど  
もたちがたくさんいる。なんとかこの事業は続けて  
いきたいと考えています。4つ目は、どっこい隊活  
動です。みなさんのなかにも参加していただい  
ている方がいると思います。地域でできることは地  
域でやっというのではないかということです。たと  
えば、蛍光灯のつけ替えとか、障子の貼り替えな  
どを助け合う。高齢で一人暮らしの方が多くなっ  
てきて、「自分ではできない」という声があります。  
そういったことを地域で解決、どっこい隊で行っ  
ているわけです。これが非常に大事なことで、これを  
充実していくということです。5つ目は、地域活動  
協議会の上村会長も来ていただいておりますけ  
れども、市民交流センターすみよし北跡地につい  
てです。跡地を地域住民だけでなく、隣接地域の  
人たちにも喜んでもらえるように有効活用させな  
ければなりません。そういうまちづくりに参加して  
いくということです。最後は、財団の一番大きな課  
題です。中・長期計画をつくるということです。計  
画は毎年つくっていますが、5年先、10年先とい  
う目標をつくっていません。今年実態調査をします。  
その調査結果をふまえて、5年先、10年先の目  
標をつくらなければなりません。

#### (3) 財政面

ざい せい めん  
つぎは、財政面です。事業収入の拡大、特に  
有料利用率の拡大が急務です。いま、有料利用  
率は 20 % 代です。せめて 40 % か 50 %  
くらいまでになれば、事業収入がかなり増えます。  
また、民間財団の助成金の確保です。友永健吾さ

ふじもとまほ ちゅうしん おうぼ  
んと藤本真帆さんが中心になって、応募してくれ  
ていますが申請書類作成に時間がとられます。賛  
じょかいいん きふきん かくだい じゅうよう 亡  
助会員、寄付金の拡大も重要です。亡くなられま  
したが木本末子さんという方が、この隣保館をつ  
くるときに 2000万円を寄付してくれました。そう  
いう人がおられるわけです。自分は死んでしま  
うけれど財産を地元のために使ってくれということ  
で、寄付してくれた方がいます。

こ 子どもの居場所事業は、なんとか補助金を工  
夫して、継続していきたいと思っています。先ほど  
から何回も言っていますが、隣保事業への国と大  
阪市の助成を何としても実現したいと思っています  
です。設置運営を見てみると、特別事業という項目  
があります。地域交流促進事業と継続的相談援  
助事業については、社会福祉事業法人等に委託  
できるという項目があるんです。大阪市は 1カ所  
だけ阿波座に隣保館を残しました。大阪市人権  
啓発・相談センターです。隣保館の設置運営法で  
は、その相談と計画は社会福祉法人等に委託で  
きると書いてあるわけですね。今日、全国隣保館  
協議会相談役の楠木克弘さんが来てくれていま  
すが、彼が大阪市の同和問題の審議会で提言し  
てくれています。どのようなことかという、大阪港  
湾局職員による差別事件が起こったことに関  
わって、啓発を強めていく必要があります。その啓  
発を隣保館がある住吉や西成に委託してはど  
うかと提言してくれています。

#### (4) 体制の拡充

たいせい じゅうじつ さいげん めど  
体制の充実については、財源のメドがたてば、  
さいてい ひとり せい きしよくいん さいよう おも  
最低もう一人は正規職員を採用したいと思ってい  
ます。現在、3人に仕事が集中している実情があ  
るからです。職員研修の強化も必要です。隣保  
館とは何かということ職員には知ってもらって、  
仕事をしてもらわなければなりません。

#### (5) 建物のメンテ

ねん た たてもの いた  
10年経ったら建物も傷みます。

## 10. 新たな条件の活用

すみよし りんぼかん ことぶき こんご じぎょうてんかい  
すみよし隣保館 寿での今後の事業展開に  
あたっては、(1) ちいききょうせいしゃかいこうちく おむ  
地域共生社会構築に向けた社  
かいふくしほう かいせい ぶらく さべつかいしやうすいしんほう  
会福祉法の改正、(2) 部落差別解消推進法をは  
じめとした差別解消推進3法等の活用、(3) 国連  
じぞくかのう かいほつもくひょう えすでいじーず かつよう  
持続可能な開発目標 (SDGs) の活用、(4)  
「市民営化」の世界的潮流との連帯を、考慮して  
いくことが必要だと思っています。

この内、(4)の「市民営化」、つまり地方自治体  
がやっていることの多くの部分を市民がやってい  
こうではないかという流れが生まれてきています  
が、すみよし隣保館 寿が行っていることは、世  
界的な流れの先取りでもあるのです。

### おわりに

ねん がつ りんぼかん ことぶきかいせつ いらい  
2016年4月のすみよし隣保館 寿開設以来  
ねん むか くに おおさかし ざいせいてき ほじょ  
9年を迎えました。国や大阪市の財政的な補助が  
ないなかで 5000万円のお金(まね)を毎年自分たちで  
つくりだしているわけです。健闘しているといっ  
てよいと思います。これからも国・大阪市の責任とし  
て財政補助(ざいせいほじょ)を求め続けていきます。しかし、現時  
点(てん)では、中長期的な課題(ちゅうちやうきてき)と言わざるを得ません。  
これはやはり、国や大阪市の補助金(おおさかし ほじょきん)を出さなけれ  
ばならない。行政(ぎょうせい)の責任(せきにん)があると思(おも)います。これ  
は言い続けたいと思っています。

すみだとしお かんが かつ まな  
住田利雄さんの考え方から学び、なんとかこ  
のすみよし隣保館 寿を持続・発展(じぞく ほんてん)させたいとい  
う思い(おも)で、基調提案(ききょうていあん)をさせていただきました。あり  
がとうございました。(はくしゅ)

### ● かわぐちたか お 川口隆男さん

この部屋に入るまでに  
ろうか しゃしん は  
廊下に写真が貼ってあ  
ったと思います。それを見て  
くろう おも おも み  
苦労(くろう)してまとめたレポ  
ート(れぽーと)  
がふと 飛んでしまいま  
した。共同便所(きょうどうべんじょ)などありま



す。1号館、2号館が建つ前のものです。昔は、北域と言われて、地区のなかでも、一番不良住宅が密集したところです。そこが最初に住宅が建ちました。1958年に工事を始めて、1959年に完成します。建てる間、1年間ほど青年会館に住んでいました。隣保館ができる前にあった建物です。この表紙では2階建ての隣保館ですが、その1階部分を間切りして4、5軒くらい住んでいました。わたしもそのうちの一人です。1年間そこでお世話になりました。

わたしは小学校3年生のとき(1962年)に、担任の先生が盲腸で一学期間休むことになりました。そして、うちのクラスがバラバラになりました。わたしは3年2組に行かされました。そのときに、藤本健三、亀山優一さんなどがいました。先生が非常に怖かったです。「わたしは小学校の教師ではない、高校の教師だ」というようなことでした。勉強なんかほとんどやしたことないから、宿題ももちろんしていく環境でない。朝一番に「給食代持ってきたか」と言われて「忘れました」、「宿題やってきたか」と学校に行ったらすぐ黒板の前に立たされました。結局、学校に勉強しに行ったけれども、勉強できなかつた。授業を受けていながつた。毎日、毎日それが続くわけです。わたしは、小学校3年生ですが、学校を飛び出して、1学期間ずっとそれがつづきました。そのときに出会ったのが1学年以上の先輩たちです。最終的には、父親に追いかけて捕まった。「おまえは何が欲しいのか。なんで学校を飛び出すのか」と問い詰められました。欲しくもないグローブを欲しいと言いました。それでグローブを買ってもらったけれども、一回も使わなかつた。

1968年、住吉・住之江で同和教育推進協議会が結成されました。そのときに、住吉小学校の教師だった某先生が来ました。どこかで見た先生だなと思ったら、小学校3年生のときの先生だった。「先生、どこで変わったの?」と聞くと生野

に行つて、在日朝鮮人の子どもたちの訴えを聞いて、変わったと言われました。それでは、わたしのときは変わらなかつたのか。授業時間脱走をしていた。毎日毎日、みんなの目の前で問い詰めていた。そんな経験あつたにも関わらず、わたしのことも覚えていながつた。「わたしのこと知っているか?」と聞いたなら「知らん。藤本健三と亀山は知っている」と言う。なんで知らんねん。あんなに一学期間、脱走をくりかえして、先生に毎日怒られて脱走していたのに。わたしを知らず、藤本健三や亀山は知っている。そういうことが1つありました。

ちょうどわたしが小学1年生、2年生くらいのときに、特別就学援助費ができました。1年生から6年生まで、住吉の子どもだけ校庭にズラッと並ばされます。ここにもそんな経験を持った人もいます。わたしも経験しました。「お前申し込んでいただろう」ということでノートや鉛筆など学校で必要なものが支給されました。そういった記憶もあります。その記憶が、中学校に行つてからもあります。中学校2年生のときに、ちょうど夏休み前のいい天気でした。そんなときに授業中、職員室に呼び出されました。「川口、品物届いているから職員室に取りに来るように」と言われました。「お前申し込んでいた傘や」と言われました。そんな雨も降っていないいい天気の日教室に傘を持って帰られますか。わたしもう恥ずかしいことではないけれども、結局持つて帰ることができなくて、便所に放課後まで隠しました。帰りに取りに行きましたけれども。そういった思いも、たくさんあつた。自分がそういうふうなことで地区のなかで生活やってきた。だから、あの写真を見たときに、2番目、この泉井キノシノさん映つているな、前にあそこの家の人、映つているなど。あの写真にはないけれどもね、共同便所が2つあつて、目の前の家がちょうどもう隠れていますけどね、植並さんの家があつてね。共同便所が2つあつて、その横に1メートルくらいの溜めつぼがあつた。雨降つたら流れ出すよ

うな溜めつぼがあったわけです。そのまだ奥には家が<sup>いえ</sup>あった。それは載<sup>の</sup>っていない。ムラで生まれ、ムラのどまんなかで生活<sup>せいかつ</sup>してきました。あの写真<sup>しゃしん</sup>見ると懐<sup>なつ</sup>かします。

それから1963年に隣保館<sup>りんぽかん</sup>が占拠<sup>せんきょ</sup>されます。これは4月1日から5日まで、解放運動<sup>かいほううんどう</sup>反対派<sup>はんたいは</sup>の青年<sup>せいねん</sup>に隣保館<sup>りんぽかん</sup>が占拠<sup>せんきょ</sup>されるわけです。結局<sup>けっきょく</sup>5日間<sup>ごにちかん</sup>使うことはできない。バリケート<sup>ばりけーと</sup>があるので入ることもできないわけです。それから20日後<sup>にちご</sup>に、石川<sup>いしかわ</sup>さんの事件<sup>じけん</sup>が起きました。部落<sup>ぶらく</sup>の悲惨<sup>ひさん</sup>な実態<sup>じつたい</sup>と石川<sup>いしかわ</sup>さんと境遇<sup>きょうぐう</sup>がよく似ているわけです。1号館<sup>ごうかん</sup>、2号館<sup>ごうかん</sup>が建ったところも地域<sup>ちいき</sup>のなかで一番<sup>いちばん</sup>不良<sup>ふりょう</sup>住宅<sup>じゅうたく</sup>が密集<sup>みっしゅう</sup>しているわけです。狭山<sup>さやま</sup>事件<sup>じけん</sup>が起ったとき、石川<sup>いしかわ</sup>さんの問題<sup>もんだい</sup>は、わたしたちの問題<sup>もんだい</sup>だなというのはい通<sup>あ</sup>じるものがあつた。だから、全国<sup>ぜんこく</sup>に先<sup>さき</sup>がけて住吉<sup>すみよし</sup>で狭山<sup>さやま</sup>の闘<sup>たたか</sup>いがなされていたのはそういう実態<sup>じつたい</sup>があつたんではないかと思<sup>おも</sup>います。

答申<sup>とうしん</sup>が出た後<sup>ご</sup>、吉田<sup>よしだ</sup>玲子<sup>れいこ</sup>さんが会館<sup>かいかん</sup>に入ります。そのときに、住田<sup>すみだ</sup>さんから言<sup>い</sup>われたことばがありました。結局<sup>けっきょく</sup>、部落<sup>ぶらく</sup>問題<sup>もんだい</sup>というのは、急<sup>きゅう</sup>に解決<sup>かいけつ</sup>する問題<sup>もんだい</sup>ではない。5年<sup>ごねん</sup>や10年<sup>じゅうねん</sup>で、はい、わかつたという問題<sup>もんだい</sup>ではなく、20年<sup>にねん</sup>、もしくは骨<sup>ほね</sup>を埋<sup>う</sup>めるつもり<sup>つもり</sup>で、部落<sup>ぶらく</sup>問題<sup>もんだい</sup>にかか<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>関わ<sup>か</sup>わ<sup>わ</sup>って<sup>ら</sup>い<sup>たい</sup>。それから、解放会館<sup>かいほうかいかん</sup>の職員<sup>しやくいん</sup>は、足<sup>あし</sup>にマメ<sup>まめ</sup>をこさえて、地区内<sup>ちくない</sup>を歩<sup>ある</sup>き回<sup>まわ</sup>るように。地域<sup>ちいき</sup>住民<sup>じゆうみん</sup>がど<sup>ど</sup>んな要求<sup>ようきゅう</sup>を持<sup>も</sup>っているのか、それを聞き出<sup>きだ</sup>すのも職員<sup>しやくいん</sup>の役目<sup>やくめ</sup>だという<sup>い</sup>ようなことでは<sup>あ</sup>つきり言<sup>い</sup>われ<sup>ま</sup>した。新<sup>あたら</sup>しい職員<sup>しやくいん</sup>に対して<sup>たい</sup>、住田<sup>すみだ</sup>さんが述<sup>の</sup>べ<sup>た</sup>という<sup>こと</sup>ばが<sup>いま</sup>でも残<sup>のこ</sup>っています。

わたし自身の話<sup>じしん</sup>になりますが、1969年<sup>ねん</sup>に高校<sup>こうこう</sup>を卒業<sup>そつぎょう</sup>しました。そのとき、隣保館<sup>りんぽかん</sup>に<sup>こ</sup>来<sup>き</sup>ないか<sup>と</sup>誘<sup>さそ</sup>われましたが、行<sup>い</sup>け<sup>ま</sup>せん<sup>で</sup>した。なぜか<sup>と</sup>いうと、家<sup>いえ</sup>があまりに貧乏<sup>びんぼう</sup>で、高校<sup>こうこう</sup>を出<sup>で</sup>てすぐ隣保館<sup>りんぽかん</sup>で<sup>は</sup>たら<sup>く</sup>というわけには<sup>い</sup>き<sup>ま</sup>せん<sup>で</sup>した。当時<sup>とうじ</sup>の初<sup>しよ</sup>任<sup>にん</sup>給<sup>ぎょう</sup>は、中学校<sup>ちゅうがっこう</sup>卒業<sup>そつぎょう</sup>で2万円<sup>まんえん</sup>ちょっと、高卒<sup>こうそつ</sup>程度<sup>ていど</sup>で2万3000円<sup>まんえん</sup>、大卒<sup>だいそつ</sup>で2万9000円<sup>まんえん</sup>、これが

1969年<sup>ねん</sup>の初任<sup>しよにんぎゅう</sup>給<sup>きゅう</sup>です。わたしは、高校<sup>こうこう</sup>を出<sup>だ</sup>して<sup>も</sup>ら<sup>っ</sup>た<sup>け</sup>れ<sup>ど</sup>も、なんぼ稼<sup>かせ</sup>い<sup>でも</sup>家<sup>いえ</sup>の足<sup>た</sup>しには<sup>は</sup>な<sup>ら</sup>ない。ちよつとでも役<sup>やく</sup>に立<sup>た</sup>つたら<sup>と</sup>いう<sup>こ</sup>と<sup>で</sup>、高<sup>こう</sup>校<sup>こう</sup>を卒業<sup>そつぎょう</sup>して1年間<sup>ねんかん</sup>、造船所<sup>ぞうせんじよ</sup>に行<sup>い</sup>き<sup>ま</sup>した。岸<sup>きし</sup>和田<sup>わだ</sup>の造船所<sup>ぞうせんじよ</sup>だから、急行<sup>きゅうこう</sup>を乗<sup>の</sup>り換<sup>か</sup>えて<sup>い</sup>き<sup>ま</sup>した。日給<sup>にっぎゅう</sup>は<sup>だ</sup>い<sup>たい</sup>1万円<sup>まんえん</sup>くら<sup>い</sup>です。残業<sup>ざんぎょう</sup>は1時間<sup>じかん</sup>につき、1.2倍<sup>ばい</sup>だから、1200円<sup>えん</sup>程度<sup>ていど</sup>つ<sup>き</sup>ま<sup>す</sup>。2時間<sup>じかん</sup>や<sup>つ</sup>たら2400円<sup>えん</sup>くら<sup>い</sup>つ<sup>く</sup>。1日<sup>いちにち</sup>働<sup>はたら</sup>いたら、1万2000円<sup>まんえん</sup>くら<sup>い</sup>、かせ<sup>げ</sup>る。30日<sup>にち</sup>働<sup>はたら</sup>けるわけでは<sup>な</sup>い<sup>け</sup>れ<sup>ど</sup>も30万円<sup>まんえん</sup>ちか<sup>か</sup>く<sup>な</sup>る。だから、2万3000円<sup>えん</sup>を取<sup>と</sup>るのか30万円<sup>まんえん</sup>を取<sup>と</sup>るのかという<sup>よ</sup>う<sup>な</sup>な<sup>こ</sup>とも<sup>あ</sup>り<sup>ま</sup>した。家<sup>いえ</sup>のため<sup>に</sup>、そ<sup>っ</sup>ち<sup>を</sup>選<sup>えら</sup>ぼう<sup>と</sup>いう<sup>こ</sup>と<sup>で</sup>、1年間<sup>ねんかん</sup>の約<sup>やく</sup>束<sup>そく</sup>で、造船所<sup>ぞうせんじよ</sup>に行<sup>い</sup>き<sup>ま</sup>した。

そして、1970年<sup>ねん</sup>の4月<sup>がつ</sup>に解放会館<sup>かいほうかいかん</sup>の職員<sup>しやくいん</sup>にな<sup>り</sup>ました。まだ、話<sup>はな</sup>したい<sup>こ</sup>とが<sup>た</sup>く<sup>さ</sup>ん<sup>あ</sup>り<sup>ま</sup>す<sup>が</sup>、おおきた<sup>おおきた</sup> <sup>ゆず</sup> 大北<sup>おほきた</sup>さんに譲<sup>ゆず</sup>ります。

● おおきた きく お  
● 大北規句雄<sup>おほきた ぎく お</sup>さん

わたしがここに呼<sup>よ</sup>ばれ<sup>た</sup>のは、隣保館<sup>りんぽかん</sup>の運<sup>うん</sup>営<sup>えい</sup>そのもの<sup>に</sup>、この間<sup>かん</sup>ずつと<sup>ちゅうおうほんぶ</sup>中央本部<sup>ふれん</sup>・府連<sup>ふく</sup>も含<sup>ふ</sup>めて<sup>か</sup>関わ<sup>か</sup>らせて<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>い<sup>て</sup>き<sup>た</sup>から<sup>だ</sup>と思<sup>おも</sup>って<sup>い</sup>ま<sup>す</sup>。その意味<sup>いみ</sup>で、今日<sup>きょう</sup>はちよつと私見<sup>しけん</sup>も含<sup>ふ</sup>めて大<sup>だい</sup>胆<sup>たん</sup>に<sup>て</sup>い<sup>あん</sup>提案<sup>ていあん</sup>を<sup>さ</sup>せて<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>こ<sup>う</sup>と思<sup>おも</sup>います。批判<sup>ひはん</sup>を受<sup>う</sup>ける<sup>か</sup>も<sup>わ</sup>か<sup>り</sup>ま<sup>せ</sup>ん<sup>が</sup>、あ<sup>え</sup>て<sup>て</sup>い<sup>あん</sup>提案<sup>ていあん</sup>を<sup>さ</sup>せて<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>こ<sup>う</sup>と思<sup>おも</sup>います。



たしか1995年<sup>ねん</sup>だ<sup>っ</sup>た<sup>と</sup>思<sup>おも</sup>います。当時<sup>とうじ</sup>の解放<sup>かいほう</sup>同盟<sup>どうめい</sup>の上杉<sup>うえすぎ</sup>委員<sup>いいん</sup>長<sup>ちやう</sup>が、同和<sup>どうわ</sup>対策<sup>たいさく</sup>事業<sup>じぎょう</sup>の延<sup>えん</sup>長<sup>ちやう</sup>、新<sup>あたら</sup>しい事業<sup>じぎょう</sup>を<sup>も</sup>と<sup>と</sup>求<sup>もと</sup>め<sup>ない</sup>という<sup>しやん</sup>宣<sup>せん</sup>言<sup>げん</sup>を<sup>さ</sup>れて、同和<sup>どうわ</sup>事業<sup>じぎょう</sup>を<sup>く</sup>か<sup>か</sup>えて<sup>い</sup>く<sup>の</sup>か<sup>と</sup>いう<sup>ぎ</sup>議<sup>ぎ</sup>論<sup>ろん</sup>が<sup>は</sup>じ<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>した。そのときわたしは、中央<sup>ちゅうおう</sup>の福祉<sup>ふくし</sup>の事務局<sup>じむきょく</sup>的<sup>てき</sup>役<sup>やく</sup>割<sup>わり</sup>を<sup>な</sup>ら<sup>な</sup>いで<sup>い</sup>ま<sup>し</sup>た<sup>の</sup>で、2つの<sup>ていあん</sup>提案<sup>ていあん</sup>を<sup>し</sup>ま<sup>し</sup>た。1つは、福祉<sup>ふくし</sup>にお<sup>け</sup>る<sup>しよ</sup>所得<sup>しよく</sup>制限<sup>せいげん</sup>の<sup>どう</sup>導<sup>どう</sup>入<sup>にゅう</sup>、もう1つは、民<sup>みん</sup>営<sup>えい</sup>隣保館<sup>りんぽかん</sup>の<sup>か</sup>可<sup>かの</sup>う<sup>せい</sup>性<sup>せい</sup>の<sup>けん</sup>検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>を<sup>30</sup>年<sup>ねん</sup>くら<sup>い</sup>

前に出しました。ものすごく怒られました。事務局  
 試算、大北試算と書かれて、粉碎するとまで言わ  
 れました。それ以降、ずっと新自由主義の権化の  
 ように言われていますが、ここへきて、住田利雄さ  
 んの隣保館運営の文章を読んで、こういう丁寧な  
 提案をしておけばよかったと思いました。改めて  
 そのすごさを感じるところがあります。つまり、闘っ  
 て闘って現場のなかから見つけ出した答えを  
 具体的な理論展開のなかで反映させるという  
 工程のなかで、民営隣保館の意味を問うてきた。  
 あのときこういう文章を見る機会があつたら、もっ  
 と多面的な提案ができたのかなと、改めて思っ  
 ています。

隣保館の設置・運営主体については運動体で  
 も、よく公か民かという議論がされます。わたしは、  
 公か民かという二者択一という議論ではなく、  
 本来の隣保館運営は、公設置民営であるとい  
 うのが一貫した主張です。ただ、この公設置民営と  
 いう理論が、全隣協のなかでも、解放同盟のなか  
 でも、理解していただけていない状況があること  
 は事実です。しかし、わたしはそう思っています。わ  
 たしがそう思う8つの理由で説明をしたのが今日  
 の資料です。

まず1点目は、もともと隣保館は民営が本来の  
 スタンスでもあります。公営で運営することが  
 隣保館の本来の姿だと、まことしやかにあります  
 けれども、絶対に違います。隣保館の運営はもとも  
 と民営です。それは、セツルメントという社会事業  
 の流れを持つからです。1921年に、大阪で初め  
 ての公設置公営の隣保館、大阪市民館ができま  
 す。ちょうど、天六商店街の北の端、いま、浪速の  
 今昔館が建っているところです。あそこに、大阪  
 市民館がありました。日本で最初の公設置公営  
 の隣保館です。これが建ったときに、それまで社会  
 事業、さまざまな隣保事業をしてきたセツルメント  
 事業者は、こぞって反対します。行政が隣保館を  
 するという事は、何たることかと。わたしには、はじ

め意味がわかりませんでした。調べると社会事業  
 年鑑などにいっぱい書いてあります。改めて確認  
 すると、行政は社会的困難に陥らない人たちの  
 制度を本来はすべきであって、困難に陥った人を  
 想定して、はじめから対策するという事を目的と  
 して、事業をするべきでない、という本質的議論の  
 なかで反対をしています。そういう意味で、わたし  
 は、セツルメントをへその緒に持つ隣保館が民営  
 であるという、本来の姿であるということが一つ  
 目の論点です。

2点目は、窓口一本化をわたしたちは要求して  
 きました。闘ったものが、闘った成果を分配して  
 いくということです。これは、運動的には本来わた  
 しは、正しいと思います。ただ、コンプライアンスと  
 して間違っています。行政政策をわれわれ運動体  
 が分配するという事は認められない。だから、  
 大阪では同促方式ができてきたのだろうと思いま  
 す。けれども、窓口一本化というのは、闘うもの  
 の論理からするとわたしは間違っていないと思いま  
 す。それが「安上がり」かどうかは別にしても、  
 自分たちで管理運営をするということは正しいと  
 思います。つまり、闘って得たものの成果の管理  
 運営を自分たちでする機会ができてきているとい  
 うことです。それを、昔でいう窓口一本化という  
 言葉に合わせると、この理論方式に合致するの  
 はないかということです。

3点目は、先ほど友永理事長が言われましたけ  
 れども、市民営化、コモンという発想です。社会的  
 資源を市民が運営する、これはこれからの社会の  
 流れにもなるでしょう。そのことを目指していくとい  
 うのが、地域共生社会の国の大きな方向でもあり  
 ます。そういう意味では、隣保館の公設地民営と  
 いう議論は、方向性として正しいというのは三つ  
 目の論理です。

4点目です。昔、隣保館の事業に当事者育成  
 事業や当事者支援事業というのがかなりありまし  
 た。それと、設置運営要綱のなかに、地域住民と

この言葉が10回出てきます。2018年の社会福祉法の改正で、憲法第89条の「公金の支出規定」概念を打ち破って、地域住民の概念を組み入れました。何のことかと申しますと、福祉や教育で公のお金を使ってする事業は、現行は行政しか実施したらいけないことになっています。そんなことないわ、介護保険とか民間がやっているわと、いろいろ言われるのかもわかりませんが、これは、憲法第89条の公金の支出規定のなかで、「公の支配団体」しかしたらいけないことになっています。この公に属する団体のなかに、2018年の法改正で、地域住民という言葉を入れました。つまり、地域住民は公の組織であるということを明記した。これは画期的だと思っています。これを早くから実践してきた、法律の条文のなかに入れてきたのは、隣保館です。特に設置運営要綱のなかにある地域住民という、10項目。ここに先進性があると思っています。そうすると、行政の本来の責任は、隣保館という組織・施設を運営できるよう地域住民のスキルの育成と団体の組織化、それを継続にさせる金銭的支援、経済的支援をしっかりするということがだと思えます。

5点目は、福祉の大きな流れですが、これまで福祉の提供を受ける当事者は受けての側ばかりでした。しかし、障害者差別解消法や、いろんな法律のなかで、自ら担い手になるということが求められているということも、社会の流れです。つまり、受け手から担い手になるということが、地域共生社会の本質でもあります。そういう意味では、担い手として当事者が登場するということの出番を隣保館で実現するためにも、民営という形式が正しい。

6点目は、当事者主権です。Nothing about us without usと障害者の運動のなかで言われてきました。当事者が当事者の方向性を決めるということが、この本質にそうならば、隣保館の運営は当事者がすべきだし、品質管理という面でいっ

ても、品質を判断するのは住田さんの文章で端的に書かれていましたが当事者です。そういう意味では、当事者がやるのが一番正しいということが、6点目の視点です。

7点目は、大阪市の同和対策の指針にも、地域の住民と地域外の人たちが出会う機会を主体的に担うことによって、部落差別の解消を図っていくという本質にも沿う。これが7点目の論点です。

8点目は、隣保館が毎年減り続けています。一時期は1000館近くあった隣保館が、いまでは800館を切りました。減ってきているにも関わらず、隣保館の議論がほとんどできていません。何か有効な手を打たないといけません。国の予算が減っている？いや、そんなことはありません。厚労省はこの間一貫して、隣保館予算をそのままの状況で頑張ってくれています。また、毎年3月の全国課長主管会議で、隣保館というのは大事な施設であり、福祉の基本的な施設であり、地域共生社会や重曹的支援体制整備事業をするなどをやっている、この事業を役立たせなさいということを言い続けてきています。にも関わらず減ってきている。

市町村も含めて、隣保館は、同和問題解決のためのだけの施設というイメージ、もっと言うと、部落の施設というイメージが強すぎます。もちろん、部落に建っているわけで、部落問題を大切にしていこうということは、もちろんそのとおりです。けれども、幅広い隣保館の役割・創造について、わたしたち運動体も、行政も、なかなか検討ができていない、そんな現状があります。そんな現状のなかで、放っておいても変わらないのであれば、もっと議論を活性化させるべきというのが8点目の論点になります。

わたしの最後の結論ですが、隣保館は、公営か民営か、公営か指定管理制度か、どちらかの選択ということではありません。いま公営なのは、地域の人が主体的に担う力がなかなか育たないので、その育つ力を公営という隣保館の

なかで育成します。さまざまな事業を展開し、自主活動や団体育成をし、1つひとつの力をつけることによって、将来自分たちで運営してもらう、そんな隣保館に移行していくということが、これからの隣保館の運営方式です。大阪でも3つくらい、かたちができてきていますが、業務委託方式、つまり、館長だけが行政が担い、大きな事業については人権協会や地域のNPOが持ったりという業務委託ができています。つまり、そうやって鍛えられていくことによって、最後は指定管理（公設民営）で地元が担う。隣保館の最終的な目標は、隣保館を主体的に担うこともできる当事者組織を育成していくというのがわたしの結論です。それらの成長を見極めながら、徐々に経営を移行して、後方支援と財政支援を続けるのが行政の責務であると思います。

住田さんがずっと昔に、書かれた文章と同じような文章を書かせていただきました。ただ、この意見が、大勢を占めるかという、決していまでもなかなか厳しい状況であることも事実です。いま、大阪のプロジェクトのなかで、隣保館の可視化をやっています。一部のグラフだけ持ってきました。隣保館でどのような地域福祉事業がなされているのかをグラフにしました。ものすごくおもしろかったです。隣保館は、さまざまな事業を多面的にしています。国がしている重層的支援体制の柱、参加支援、地域支援、アウトリーチ、相談支援などを行っています。この事業を、多くの福祉施設のなかで、まんべんなくしているのが隣保館だとわかりました。この結果は、厚生労働省に送りました。

ただ、これがなかなか福祉とつながらないのは、隣保館が人権の施設に位置づいているからです。行政のなかで、福祉の枠組みと人権の枠組みがあります。人権の枠組みに隣保館が位置づいているのは良い意味もあります。しかし、福祉の連帯から外れ、なかなか情報が届かなかったり、行政の枠組みのネットワークのなかで組み込んでもらえ

なかつたりということがあります。こういう欠点も含めながら、どのように展開をしていくのかということが大事です。

ご存知だと思いますが、隣保館は、われわれが求めて地域のなかで建ててきた同和対策事業として認識されその認識が定着していますが、実は隣保館は、もともとは治安の施設です。国、行政が米騒動以降の対応の施設として導入してきた施設なので、水平社は第14回大会まで隣保館の建設に大反対でした。そんな経過もあって、14回大会以降隣保館を導入するということになったとき、決して国の思惑では動かないとして国が言っている名前は嫌だと言って、大阪などでは解放会館という名前になりました。そして、人権の施設に衣替えしました。人権の施設に転じたときに、福祉の関係者からいろんな議論がありました。そのことによってこれまでの地域共生社会を担ってきた福祉事業者などからは、社会福祉法の改正のなかで隣保館が第2種社会福祉事業になったけれども、それ以降隣保館はあれはこれまでのセツルメントとは似て非なるものになったということ平気で言っています。つまり、福祉の評価外にされているということになる。つまり、部落の隣保館は関係ありませんよということ。これをどこかで打ち消さなければなりません。

もう一つ、運動内部でよく言われるのが民営化を推進すると、地方の小さな隣保館は安上がりの行政施策の中で潰されてしまうということです。確かにその危険性はあると思います。これも早くから言ってきていますが、わたしは、民営化の方向のなかに、高いハードルを用意すべきだと思っています。これは、隣保館設置運営要綱が始まるまでに、全社協が元々100年くらい前に、設置運営基準をつくっています。設置運営基準では、社会福祉士を設置するなどハードルを用意しています。このハードルが当初は議論されてきましたが、このハードルがある時期からなくなりました。なぜな

なくなったか。そんなに高いハードル設定したら、地域の人が働けないんじゃないかと心配されそのハードルを上げてきました。

これは何も間違いではなかったと思います。しかし、ここへきて、わたしは民営化するのであれば、ハードルを留意すべきだと思います。その1つのハードルは、隣保事業士かという、そうではなく、社会福祉士、つまりソーシャルワーカーです。そのような質のなかで、議論ができるのではないかと考えています。ハードルと言っていますが、そういうような状況をいくつか検討して、多面的な隣保館像を創造していかない限り、これからはますます減っていく。その意味で、今後改めて住田利雄さんの意見を讀ませていただいて、もう一度、論点を整理したいと思っています。当事者の意味や運動の意味を検討していくということが必要なというふうに思いました。

さきなおみ  
阪木奈穂美さん

こんにちは。隣保館で講座を担当しております、阪木です。今回は、2024年度に生涯学習の一環として取り組んできた講座について、ご報告させていただきます。まず、講座の目的についてお話します。



わたしは、地域のどなたでも参加しやすく、「ちょっとやってみたいな」と思えるような、きっかけとなる場所をつくりたいと思っています。そして、誰もが出会い、つながり、助け合える「みんなの居場所」のような空間でありたいと常に考えています。人と人が協力し合い、「お互いさま」と言える関係性を大切にする、そんなコミュニティづくりをめざしています。ここからは、2024年度に取り組んだ講座をいくつかご紹介いたします。

まずは「己書幸座」です。「幸座」という名前が本当にぴったりで、「幸せの座」というだけあって、楽しくて笑顔になれる講座です。筆ペン一本で始められ、書けば書くほど楽しくなるのが特徴で、書道のように墨をする手間もなく、気軽に参加できます。受講生が書いた「笑う」という字は、本当に笑っているように見えますし、「ありがとう」という字も、文字を絵のように楽しむ書き方で、書き順にこだわらず自由に描いていきます。「わたし、字が下手だから……」という声もまったく出ず、むしろ「個性的で素敵やね」「色がきれいだね」と、互いに褒め合いながら進めています。みんながイキイキする講座です。講座は月1回、前期5回・後期5回の全10回開催しました。1月に後期が終わったあと、受講生のみなさんと「また集まりたいね」という声があがり、お弁当を頼んで交流会を開きました。習い始めはなかなか会話も少ないのですが、時間が経つにつれ良い関係が育っていき、「来年度も続けてほしい」との声が多く、新しい方にも入っていただけるよう、回覧などでお知らせを出しました。すると、すでに7人の方から受講申し込みがあり、とてもうれしく思っています。

つぎにご紹介するのは、6月に実施した「おばあちゃんの手づくりおやつ」です。今回は「しがらき」という、もち米を使ったおやつをつくりました。大阪のおやつらしいのですが、最近では見かけなくなりました。「昔のおやつをつくらしてみたい」という地域の女性たちの声から始まったこの講座では、89歳のおばあちゃんにお願いしてつくり方を教えてもらいました。「お手伝いするよ!」と集まってくださった60代・70代の女性たちと一緒に準備を進め、しがらきを入れる袋も、おばあちゃんの手で縫うのがええねん」というこだわりに沿って、50枚すべて手縫いで作成しました。前日は米洗い、当日は2時間で仕上げる工程に向け、みんなで力を合わせて取り組みました。かつての女性部活動のような懐かしさも感じられ、地域のつなが

りを実感できる意義深い時間になりました。

3つ目はフラダンスの体験講座です。わたし自身もフラダンスを習っているのですが、コロナ禍では人と集まるのが難しくなり、講座も参加者が減ってしまいました。そんなとき、フラダンスの先生が「体験講座で人が集まれば」と話してくださったのがきっかけで、この取り組みがスタートしました。小学生は100円、親子で参加すれば500円という形にし、衣装のハウスカートもサークルのメンバーが貸し出してくれました。1年目は28人、2年目は15人の方が参加され、そのなかからサークルに入ってくださった方もいます。なかには「フラダンス、ずっとやってみたかった」と82歳で初めて隣保館に足を運んでくださった方もいて、現在もサークルに参加されています。年齢も、小学生の低学年から80代までと幅広く、みんなで一緒に踊って楽しめる講座になりました。発表の場として、「住吉地区サマーカーニバル&盆踊り大会」にも出演し、参加者の励みにもなっているようです。「恥ずかしいけど、また出たいな」という声も聞かれています。

つぎは「ポーセラーツ」です。わたしもこの講座を通じて初めて知ったのですが、白い陶器に“転写紙”と呼ばれるシールのようなものを貼って、自由にデザインをしていくクラフトです。どの柄をどこに貼るかを考えるだけでも夢中になれて、世界に一つだけの作品ができあがります。完成した作品は先生が自宅で焼き付けて仕上げてくれるのですが、そのできばえにみなさんととても喜んでくださいました。「つくって終わり」ではもったいないので、完成品を使った交流会も実施しました。1回目は自分のマグカップでコーヒーを飲み、ケーキを楽しむ場に。今年はガラス食器で「グラススイーツ」をテーマに、アイスクリームやお菓子を入れて楽しみました。参加者同士で「このデザイン素敵!」「この配置おしゃれやん」と声をかけ合い、まるでカフェのような時間を過ごしました。そして最

後に「リースづくり」の講座をご紹介します。

しめ縄やクリスマスリースなど、名称や行事によっては宗教的なイメージを持たれることもあるため、「リースづくり」として、どんな用途にも使えるようにと考えて実施しました。暮らしのなかでふと目にして「きれいだな」「気持ちが明るくなるな」と感じてもらえたらうれしいです。30代・40代から80代まで、幅広い世代が参加してくださいました。

最後になりますが、わたしが講座を担当するうえで大切にしていることをお話します。わたしたちがめざしているのは、カルチャーセンターや文化教室ではありません。生涯学習の場として、地域の方が学び、つながり、そして生きがいを持ってもらえるような場所づくりをめざしています。

かつて部落解放運動のなかで、文字や文化を取り戻そうとしてきた歴史のある活動が、いまではこうした形で地域に根ざし、人を大切にするまちづくりへとつながっています。講座は、やってみたという気持ちを育てる“きっかけ”になればと思います。

また、理事長のお話にもあったように、「誘いみず」となるような体験講座を大切に、常に「つぎに何ができるだろう」とアンテナを張るようにしています。日中の開催が多いため、比較的高齢の方の参加が中心ですが、「家にいたらテレビを見て寝るだけやから、ここに来て話せるのが楽しい」とおっしゃってくださる方もいて、その言葉に励まされています。今後も、地域のなかにある“人の力”を発掘し、講座を通じてつながりが生まれる場をつくっていきたくです。受け手として参加していた人が、やがて担い手となり、地域のなかに新しい居場所が育っていく——そんな生涯学習のあり方を目指して、これからも取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました(拍手)。

うえだふうか  
上田風佳さん

今日は、子どもに関する事業についてご報告します。まず、子ども事業の目的としては、3つあります。



1つ目は、生きる力を育むために、子どもの「第3の居場所」を開設・運営することです。2つ目は、行政・NPO・市民・企業の方々と協力しながら、誰一人取り残さない地域の子育てコミュニティをつくり、顔見知りの関係や見守りの仕組みをつくっていくことです。そして3つ目は、その見守りの仕組みをもとに、子どもたちの孤立や虐待を防ぐことです。ここからは、今年度実施してきた事業について、3つご紹介します。

まず1つ目は、「みんなの居場所」です。これは「子ども第3の居場所事業」のひとつで、「ことぶき みんなの居場所」という名前で活動しています。週に3回、月・水・金に実施していて、希望する子どもには夜ごはんも提供しています。現在、登録している子どもは140人以上おり、いまま増え続けています。

活動を始めたばかりの頃は、いまの6年生が多かったのですが、最近では低学年の子どもたちの利用も増えています。この写真は、ごはんをつくっているときのようすです。活動も3年目になりますが、始めた当初は、子どもたちがケンカしたときなど、スタッフやおとなのところにきて、「〇〇くんこんなことされた」と、全部報告しに来ていました。助けを求めることが多かったです。

でも、スタッフがそのたびに「嫌なことは自分で言ってみよう」と声をかけて、一緒に考えながら、子どもたちが自分たちで解決できるように、少しずつ関わってきました。いまでもスタッフに相談に来ることは多いのですが、最近では自分たちで話

し合って、問題を解決しようとする姿が見られるようになってきたと感じています。

つぎに、「ことぶき子ども料理食堂」についてです。この活動は月に2回行って、子どもたちと一緒に料理をつくっています。未就学児、幼稚園の子どもから高校生まで、幅広い年齢の子が参加しています。うちの子ども食堂の特徴は、子どもたちと一緒につくって、一緒に食べるということです。藤本さんがよく話されるのですが、「お湯の沸かし方がわかっているれば、一人でもカップラーメンがつくれるし、美味しく食べられる」ということを大事にされています。わたしも、それがとても大切なことだと感じています。

そして3つ目が、「宿題やろうDay」です。今年度は「多文化共生」をテーマにして、海外の料理を通して、いろいろな国や地域の言葉や文化を学びました。全5回、いろいろな国にルーツのある方々に講師をお願いして、イベントを実施しました。ここからは、写真とともに紹介したいと思います。最初はインドネシアです。藤本真帆さんに講師をお願いして、インドネシアの文化や言葉について教えていただきながら、焼きそばをつくりました。つぎはベトナムです。住田育子さんに講師をお願いして、ベトナムのことを教えてもらいました。写真に写っている子は、ベトナムの正装を着ています。つくった料理はフォーです。次にブラジル。コンストリールさんという団体の方と一緒に活動して、子どもたちと遊びました。写真は「パステル」という、ひき肉をパイ生地で包んだ料理です。続いて中国では、中国出身の子どもや保護者の方に、言葉や文化について教えてもらいました。つくったのは、餃子とチャーハンです。最後はフランス。日本語教室に来てくださっているジェラルさん講師をお願いして、藤本さんの通訳のもと、文化や言葉について教えていただきました。

最後に、わたしが担当者として大切にしていること、この活動を通して感じたことについてお話

しします。わたしが大事にしているのは、「子どもと  
おな め せん かか 同じ目線で関わること」です。隣保館で働く前は、  
ほ いく べんきょう じっしゅう こと ども  
保育の勉強をしていました。実習のときも、子ども  
かか おな め せん あそ はな  
と関わる時は、同じ目線で遊んだり話したりする  
こところ こころ  
ことを心がけていました。でも、担当の先生たちから  
かか わり 方が せんせい  
は「関わり方が先生らしくない」と言われること  
おお と う じ い み  
が多くて、当時のわたしはその意味がよくわかっ  
ていませんでした。いま、子どもの居場所づくりや  
ち い き が た かか せんせい  
地域の方と関わるなかで、「先生」というのは子ど  
もにとって見本となる存在なんだろうなと思うよう  
になりました。その上で、わたしは「先生」として関  
わるのではなく、子どもとおな め せん た はなし  
わたり遊んだりすることをこれからも大切にしてい  
たいと思っています。そして、隣保館で働くように  
なると、子どもたちや地域の人たちのかか  
なかで、たくさんの学びや気づきがありました。  
さいしょ い ば じ ょ うん へい み ま も ちゅう  
最初は「みんなの居場所」の運営や見守りが中  
心でしたが、いまでは「宿題やろうDay」の企画  
かいぎ さん か じぶん はつあん ひろしま すた  
会議に参加したり、自分が発案した広島へのスタ  
ディツアーが実現に向けて動き出したりと、自分に  
できることがすこすこずつ増えてきたと感じています。  
これから、自分にできることを探しながら、子ど  
もたちや地域のち い き かたがた かか おも  
方々と関わっていきたいと思っています。  
い じ ょ う はくしゅ  
以上です(拍手)。

しつぎ おうとう  
質疑応答



すみ だ い こ おおきた  
住田育子さん:大北さんに  
しつもん りん ぼ かん  
質問です。なぜ隣保館の  
みん へい か  
民営化をめざすのかとい  
う点についてお伺いした  
おも おおきた  
いと思います。大北さんは、  
こう へい じ も と じ  
公営というのは、地元が自  
ぶん うん へい ちから  
分たちで運営できる力を  
か と て き  
つけるまでの「過渡的な  
じょうたい  
状態」だとおっしゃって  
しつもん りん へい  
ました。そこで質問です。「自分たちで運営できる  
ちから しょくいんけんしゅう と  
力」とは、たとえば職員研修など、さまざまな取り

く そだ おも おお  
組みで育てていくものだと思いますが、それを大  
きた  
北さんはどのようにイメージされていますか?わた  
し じ しん こう へい り そう みん へい す て っ ぶ  
し自身は、公営が理想の民営へとつなぐステップ  
り かい うん へい ちから のう  
だと理解しています。その「運営できる力」や「能  
りょく  
力」について、もう少し具体的に、大北さんのお  
かんが おも  
考えをお聞かせいただけたらと思います。

おおきた き く お しつもん  
大北規句雄さん:ご質問ありがとうございます。ま  
ま とも な が り じ ち ょ う  
さに、友永理事長がおっしゃっていたように、「人  
ざい もん だ い か く しん おも  
材の問題」が核心だと思っています。わたしたち  
かいほうどうめいおおさか ふれん りん ぼ かん うん へい かぎ  
解放同盟大阪府連では、隣保館の運営に限らず、  
いち し ぶ いちしやかいてき きぎょう かか ねん まえ  
「一支部一社会的企業」を掲げて、10年ほど前  
かつ どう じぶん じぎょう  
から活動してきました。つまり、自分たちで事業を  
も ささ う ざら だんたい そだ  
持ち、それを支える受け皿となる団体を育ててい  
こうという運動を進めてきたのです。

ちか せいしき はっぴょう  
近いうちに正式に発表されるかもしれませんが、  
おおさか ふれん そしきぶ じっし あん けーと  
いまは大阪府連の組織部が実施したアンケート  
の集計を進めているところです。たとえば、支部事  
むしよ たん だ く うん へい えぬびーおー しゃ  
務所を単独で運営しているところと、NPOや社  
かいふくしほうじん きょうどう うん へい  
会福祉法人と共同で運営しているところとで、運  
どう ひろ かた ちが た かくてき  
動の広がり方にどんな違いがあるかを、多角的に  
しら こんてき いんしやう  
調べています。わたしの個人的な印象にはなりま  
すが、共同で運営している支部の方が、事業の  
はば ひろ  
幅が広がっているように見えるんです。これはいろ  
んな団体と連携することで、多方面にアプローチ  
あたら と く う おも  
できて、新しい取り組みが生まれやすいのだと思  
います。こうしたすがたが、わたしたちがめざす じぶん  
自分たちで運営する力」なのではないかと考えてい  
ます。行政の役割としても、そうした力を育てるた  
め「きっかけづくり」が求められていると思いま  
す。たとえば、友永さんがお話されていた地域交  
りゅうしえん じぎょう そうだんえんじよ じぎょう きゅうじつこうりゅう じぎょう  
流支援事業、相談援助事業、休日交流事業な  
どがありますが、こういった事業を通して「一度自  
ぶん うん へい ちやうせん き かい も  
分たちで運営してみよう」と挑戦する機会を持つ  
ことができません。そこで「やってみたら意外とうまく  
い がい  
いった」というせいこうたいけん つ かさ だい じ  
成功体験を積み重ねることが大事  
なんです。

実際に、高槻ではその取り組みが進んでいて、地域のNPOが立ち上がり、隣保館の業務のほとんどを委託して運営するようになってきています。こうした経験の積み重ねが、運営団体の育成につながっていくのだと思います。それから、全国には「貸館」だけを行っている隣保館も多くあります。そうした貸館のあり方についても調査を進めています。ただ貸すだけではなく、「どんな団体に貸すか」「その団体がどんな事業をしているか」を目的意識的にしていけば、貸館にもしっかりとした意味と役割が創り出せることがわかってきました。つまり、たとえ“貸すだけ”でも、借り手となるNPOや社会福祉法人などがその場所を使って地域事業に取り組んでくれることで、隣保館とし

での活動を豊かにしていくことができるんです。そういう視点で行政が関わっていくことも、今後の方向性として必要だと考えています。このあたりの内容については、近おうちに文書としてまとめて公表する予定です。

隣保館の事業は、もともと「セツルメント(地域住民の生活支援や文化活動の場)」的な性格も持っていますが、そうした原点を再確認しながら、より地域の手にて委ねていく方向が望ましいのではないかと思います。

少しまとまりのない答え方になってしまいましたが、以上で回答とさせていただきます。ありがとうございました。

すみよしりん ぼ じぎょうすいしんきょうかい  
**住吉隣保事業推進協会のうごき**

**ご寄付のお礼**

2025年1月末から3月末までにご寄付をいただいたみなさまです。【福田公教さま、河野文子さま他1人】みなさまのご協力に感謝いたします。

合計10,228,660円 (今年度合計: 12,068,731円)

**【2024年度 寄付目標金額: 150万円】**

ご寄付は、公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。

ご理解とご協力をお願いします。なお、ご寄付いただいた方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(詳細は事務局にご相談ください)。

**【ご寄付の方法】**

銀行振込、または事務局へご持参ください。ご寄付の際は寄付申込書に必要事項をご記入いただけます。

**<事務局> 住吉隣保事業推進センター**

住所: 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15  
電話: 06-6674-3732

**<振込先口座>**

大阪信用金庫 住吉支店 (店番号041)

普通口座 (口座番号 0115047)

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

**賛助会員を募集しています!**

賛助会員募集中。当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座の参加費が半額免除になります。

**<年会費> 個人: 3,000円 団体: 10,000円**

**【申し込み方法】**

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に当法人にご提出ください。

**「みんなで子育て!~地域で支えるこどもの居場所~」**

**シンポジウムを開催!**

2月9日午前10時から12時、住吉区民センター小ホールにて「こども第三の居場所」をテーマにシン

ぼ じゅうむ かいさい おおさかし ない  
 ポジウムを開催しました。これは、大阪市内で「こども  
 だいさん い ばしょ うんえい だんたい じっこうだんたい  
 第三の居場所」を運営している6団体が実行団体と  
 こうせいだんたい いっぱんざいだんほうじん じんけんきょうかい とく  
 なり（構成団体：一般財団法人よさみ人権協会、特  
 ていひえいりかつどうほうじんい く の たぶんか しゃかいふく  
 定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと、社会福  
 しほうじんすとりーむふくしかい すとりーむきねん えぬびーおー  
 祉法人ストローム福祉会 E・ストローム記念、NPO  
 ほうじん えぬびーおーほうじん  
 法人ろーたす、NPO法人みらいず2（順不同））、  
 「こども第三の居場所」についてより多くの人に知っ  
 てもらうこと、「こどもの居場所」が必要だという声を  
 増やすことを目的に開催したものです。この6団体は  
 にほんざいだん だいさん い ばしょ た あ うん  
 日本財団より「こども第三の居場所」の立ち上げ・運  
 えい じよせい う ねん ど じよせい  
 営について助成を受けており、2024年度で助成が  
 しゅうりょう ともない じよせい き あと きょうりょく あ  
 終了することに伴い、助成が切れれば協力し合え  
 る関係が構築できるよう、昨年から情報交換や共働  
 ぎいんようせい おおさかし ようせいこうどう おこな  
 して議員要請や大阪市への要請行動を行ってしまし  
 た。今回のシンポジウムでは、アドバイザーとして関西  
 だいがくにんげんけんこうがくぶ ふく だきみのりきょうじゅ まね  
 大学人間健康学部の福田公教教授をお招きし、「こ  
 ども第三の居場所」がなぜ地域に必要なかを冒頭にご  
 せつめい ご かくだんたい ねんかん じっせんほうこく  
 説明いただき、その後、各団体の3年間の実践報告  
 だんたい い ばしょ  
 をおこないました。団体ごとに「みんなの居場所」の  
 かつどうばしょ ないよう たいせつ はっぴょう あ  
 活動場所、内容や大切にしているものを発表し合い、  
 かくだんたいとくしよく だいさん い ばしょ おおさかし ない  
 各団体特色ある「こども第三の居場所」が大阪市内  
 にはあるということがわかりました。シンポジウムでは、  
 「こども第三の居場所」参加者の声や保護者の人か  
 らのおうえんめっせーじ しょうかい どうが なが  
 らの応援メッセージを紹介する動画が流されるなど、  
 き きたがた あびーる  
 聞きに来てくださった方々へのアピールもおこないま  
 した。シンポジウム参加者自体は少なかつたものの、  
 こうせいだんたい よこ ぎょうせい ぎいん かつがた  
 構成団体の横のつながり、行政や議員の方々とつな  
 がるきっかけになったと思います。また引き続き、「こど  
 だいさん い ばしょ うんえい けいぞく ほう  
 も第三の居場所」の運営を継続すべく、いろいろな方  
 ほう だいさん い ばしょ よ ちいきこみゆにて  
 法で「こども第三の居場所」の良さや地域コミュニテ  
 い は やくわり あびーる  
 ィに果たす役割などをアピールしていきます。



どうざいだんしゅさい けんきゅうかい  
 当財団主催の研究会、や  
 かくしゅしょうがいかくしゅうこうぞ  
 各種生涯学習講座などのお  
 し  
 知らせです

じんけん かんが  
 「人権のまちづくりを考える」  
 れんぞくこうぞ ねん ど きねんこうえん  
 すみよし連続講座 2025年度記念講演

はいせん ねん にほん すず ほうこう かんが  
 『敗戦80年、日本の進むべき方向を考える』  
 こう じ やまぐち じろう ほうせいだいがくほうがくぶ きょうじゅ  
 講師：山口二郎さん（法政大学法学部教授）

にち じ がつ にち じようび  
 日時：4月26日（土曜日）

こう じ ぶん じ ぶん  
 午後1時30分から3時30分  
 かい じょう すみよしじゅうたくしゅうかいしよ  
 会場：住吉住宅集会所



おおさかし すみよし く て づかやまひがし  
 〒558-0054大阪住吉区帝塚山 東 5-6-1

てい いん にん せんちゃくじゅん  
 定員：100人（先着順）

さんかひ えん さんじょかいいん えん  
 参加費：1,000円（賛助会員は、500円）

もうしこみほう ちよくせつらいかん でんわ ふあつくす め  
 申込方法：直接来館・電話・ファックス・メ

ールにて受付しています。

ふあつくす おうぼ  
 ファックスでの応募は、06-6674-3700

めーる おうぼ  
 メールでの応募は、[koza@sumiyoshi.or.jp](mailto:koza@sumiyoshi.or.jp)

こうざめい じゅうしよ なまえ ねんれい てんわばん  
 ①講座名、②住所、③名前、④年齢、⑤電話番号  
 号を明記のうえ、お申し込みください。



としよしつ じんけんもんだい  
 図書室には、人権問題にか  
 かわる本や人気のある小説  
 やエッセイなどもあります。  
 ぜひ、ご来室ください。

かいしつじょうび じかん  
 【開室曜日・時間】  
 げつ ひ もく きんようび ごご じ ぶん ごご じ  
 月・火・木・金曜日午後1時30分から午後5時まで  
 としよしつ うんえい ぼらんていあ ささ  
 ※図書室の運営はボランティアのみなさんによって支  
 えられています。臨時に休みになる場合があります。

じょうほう はいしん  
 情報を配信しています！

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
|                      |                     |
| ほーむぺーじ<br>ホームページ     | ふえいすぶくく<br>Facebook |
|                      |                     |
| いんすたくらむ<br>Instagram | ゆーちゅーぶ<br>Youtube   |